

○御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱

令和元年6月28日告示第20号

改正

令和2年3月25日告示第56号

令和3年3月30日告示第125号

令和4年3月30日告示第74号

令和5年3月30日告示第68号

令和5年10月31日告示第171号

令和6年3月29日告示第55号

令和7年3月31日告示第69号

御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、御前崎市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から御前崎市に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知）、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号。以下「規則」という。）その他の法令及び関係通知のほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移住」とは、御前崎市へ住民票を異動し、生活の本拠を御前崎市へ移すことをいう。
- (2) 「中小企業等」とは、補助金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。

(3) 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少が10%以上の市町村をいう。

(4) 「起業支援金」とは、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知）に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす就業、起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 補助金の申請時において、移住後1年以内であること。

(イ) 御前崎市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」又は「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））又はその前歴事業を活用した移住支援金（以下「移住支援金」という。）を受給していないこと。

(エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

(オ) 当該補助金に類する他の補助金で、市長が指定する補助金の交付を受けていないこと。

(カ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。

(オ) 上記（イ）の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の対

象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、補助金の申請時において就業していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 支給対象者の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 過去に連続して3年以上御前崎市に居住していた者
- (イ) 3親等以内の親族が御前崎市に居住している者
- (ウ) 御前崎市内の高校に通学していた者
- (エ) 転入前に本人の申出により御前崎市が実施する移住現地案内に1回以上参加した経験を有する者
- (オ) 転入前直近3年間のうち1回以上御前崎市へふるさと納税をした者

イ 地域の担い手確保の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 市内事業所に正規で就職している者
- (イ) 市内の農林水産業に就業している者
- (ウ) 市内で家業に就業している者

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。
- エ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
- オ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定

める日までに、移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し又はその他本人確認ができる書類の写し
- (2) 御前崎市の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票又はその他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類等
- (5) 別表第2に掲げる証明書類等
- (6) 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定及び確定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に御前崎市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御前崎市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付を決定及び確定したときは、移住・就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に定める移住・就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から3年未満に他の市区町村に転出した場合
- ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合

(補助金の返還請求)

第10条 市長は、規則第17条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、御前崎市移住・就業支援事業補助金返還請求書（様式第6号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日告示第56号）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第125号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- (改正後の経過措置)
- 2 改正後の御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱第3条第1号ア（ウ）、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者（第2号イの場合にあつては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者）について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日告示第74号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱別表第1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和4年4月1日以降に移住したものについて適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月30日告示第68号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱別表第1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、この改正の施行の日以降に移住した者について適用し、令和5年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年10月31日告示第171号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年11月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年8月8日以降に移住した者について適用し、同年8月7日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月29日告示第55号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号ア(ウ)及び第5条の規定は、令和6年4月1日以降に移住した者について適用し、令和6年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月31日告示第69号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第4号の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、令和7年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者一人につき100万円を加算 (ただし、1世帯当たり300万円を上限とする。)

備考 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表第2（第5条関係）

区分	区分2	証明書類等
移住・就業支援事業補助金（就業の場合）の申請者		就業証明書（移住・就業支援事業補助金の申請用）（様式第2号）
移住・就業支援事業補助金（テレワークの場合）の申請者		就業証明書（移住・就業支援事業補助金（テレワーク）の申請用）（様式第2号の2又は様式第2号の3）
移住・就業支援事業補助金（テレワークの場合）の個人事業主の申請者		業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住元の業務を継続して行うことが確認でき

		る書類)、開業届の写し 又は確定申告書の写し、 申請前3か月間において 当該テレワーク業務の実 態(収入)が確認できる 書類(全部又は一部の期 間を確定申告書の写しで 代替可)
移住・就業支援事業補助金(関 係人口の場合)の申請者	市内事業所に正 規で就職してい る者	就業証明書(移住・就業 支援事業補助金に申請 用)(様式第2号)
	市内の農林水産 業に就業してい る者又は市内で 家業に就業して いる者	就業証明書(移住・就業 支援事業補助金に申請 用)(様式第2号)及び 該当業務に従事してい ることが確認できる書類
	過去に連続して 3年以上、御前 崎市に居住して いた者	住民票の除票や戸籍の附 票等御前崎市での居住期 間を確認できる書類
	3親等以内の親 族が御前崎市に 居住している場 合	戸籍謄本等3親等以内の 親族との続柄が確認でき る書類及びその親族の住 民票の写し等居住実態が 確認できる書類
	御前崎市内の高 校に通学してい	卒業証明書等在学してい たことが証明できる書類

	た者	
	転入前に本人の申出により御前崎市が実施する移住現地案内に1回以上参加した経験を有する者	移住相談受付票の写し等 移住現地案内に参加したことが確認できる書類
	御前崎市への転入前直近3年間のうち1回以上、御前崎市へふるさと納税を実施した者	寄附金受領証明書等御前崎市へのふるさと納税の実績が確認できる書類
移住・就業支援事業補助金（起業の場合）の申請者		起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者		東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主		履歴事項全部証明書、開業届の写しその他移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

<p>東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者 (通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ)</p>		<p>在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p>
---	--	---

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

御前崎市長 様

御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
						上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

補助金の種類	<input type="checkbox"/>	就業（一般）	<input type="checkbox"/>	就業（専門人材）	<input type="checkbox"/>	テレワーク	<input type="checkbox"/>	関係人口
	<input type="checkbox"/>	起業						

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、御前崎市に居住する意思について	<input type="checkbox"/>	A. 意思がある	<input type="checkbox"/>	B. 意思がない
過去10年以内の申請者を含む世帯員に係る本支援金の受給状況	<input type="checkbox"/>	A. 受給している	<input type="checkbox"/>	B. 受給していない

(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、 就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 御前崎市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
(テレワークの場合のみ記載) 移住先でテレワークにより勤務 (原則、通勤しない) している。	A. 勤務している	B. 勤務していない
(関係人口の場合のみ記載) 市内事業所に正規で就職、又は 市内で農林水産業や家業に就業 している者であり、該当する項目について	過去に連続3年以上、御前崎市に居住していた	

4 移住元の住所

(注) 移住元要件を満たす5年以上の在住履歴を記載

期 間	住 所
	〒
	〒

5 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴

(注) 5年以上の在勤履歴を記載

期 間	就業先	就業先の住所

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載)

東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
-------	--

勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()
テレワークでの勤務時間	1週間あたり 時間

管理コード (御前崎市使用欄)	
-----------------	--

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援事業補助金の申請用）

年 月 日

御前崎市長 様

所在地
事業所名
代表者名 印
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役等の経営を担 う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ----- 利用した事業名 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

備考 補助金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び御前崎市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第5条関係）

様式第2号の2（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援事業補助金（テレワーク）の申請用）

年 月 日

御前崎市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤務形態	原則、通勤せず、週20時間以上テレワークにより業務を実施している。
その他	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

備考 補助金に関する事務、補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び御前崎市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の3（第5条関係）

様式第2号の3（第5条関係）

※個人事業主・フリーランスの方向け

就業時間の証明書（移住・就業支援事業補助金（テレワーク）の申請用）

年 月 日

御前崎市長 様

所在地

事業所名

代表者名

Ⓜ

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月 時間/月	年 月 日/月 時間/月	年 月 日/月 時間/月
特記事項 (備考)			

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御前崎市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満に御前崎市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、御前崎市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び御前崎市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

御前崎市長 様

住所

申請者

氏名

（署名又は記名押印）

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

移住・就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱に基づき、以下のとおり補助金の交付を決定及び確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) 補助金の申請日から5年以内に御前崎市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御前崎市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に他の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合：半額
- 2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - (1) この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下

げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- (2) 補助金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号（第8条関係）
様式第5号（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 号により、交付の決定及び確定を受けた
御前崎市移住・就業支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

御前崎市長 様

住所
氏名

㊞

振込先金融機関名及び支店
口座種別
口座番号
(フリガナ)
口座名義

様式第 6 号 (第10条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

御前崎市移住・就業支援事業補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



年 月 日付け 第 号により交付の決定及び確定をした御前崎市移住・就業支援事業補助金については、このたび当該補助金の交付の決定及び確定を取り消したので、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還を請求します。

1 返還を請求する補助金の額

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付済額 | 円 |
| (2) 返還請求額 | 円 |

2 返還納付すべき期限 年 月 日